

平成27年度 第3回評議員会 第2号議案
平成27年度 第3回理事会 第2号議案

社会福祉法人いちょうの里 役員及び評議員の報酬・旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いちょうの里（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬及び旅費に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員（理事長を除く。）が理事会又は評議員会に出席したとき又は評議員が評議員会に出席したときは、別表1に定める報酬を支払う。ただし、役員が法人の職員である場合は、これを支給しない。

(理事長の報酬)

第4条 法人及び施設に関する業務（以下「法人業務」という。）を行うため、理事長に別表2に定める報酬を支払う。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたったときは、別表3に定める報酬を支払う。

(役員の出張)

第6条 役員及び評議員が法人業務を行うために出張するときは、旅費を支払う。

(旅費種類)

第7条 前条に定める旅費の種類は、鉄道賃（グリーン車を除く。）・バス賃・船賃・タクシー賃（以下「交通費」という。）、日当及び宿泊費とする。

(交通費の計算)

第8条 交通費は、勤務地の最寄り駅を計算の起点又は終点とし、最も合理的な経路及び方法により計算する。ただし、業務上の都合その他やむを得ない事由のある場合は、実際の経路及び方法により計算する。

2 勤務地の最寄り駅と住居の最寄り駅を比較し、住居の最寄り駅のほうが出張先に近い場合、前項の勤務地の最寄り駅は、住居の最寄り駅と読み替えて適用する。

3 自家用車を利用する場合は、走行距離に応じた燃料代を支払う。ただし、燃料代の単価(キロメートルあたり)は、年度ごとに理事会で決める。有料道路を利用する場合は、実費を支払う。

(特例)

第9条 前々条及び前条の規定にかかわらず、特別な事由がある場合、航空機、グリーン車(鉄道賃)の利用を認める場合がある。

(日当)

第10条 片道100キロメートル以上又は片道2時間以上を要する出張の場合に、1日当たり5,000円の日当を支払う。

(宿泊費)

第11条 片道100キロメートル以上又は片道2時間以上を要する出張により宿泊した場合には、宿泊費として実費分を支払う。ただし、1泊当たり上限10,000円とする。

(旅費の精算)

第12条 旅費は、原則として、出張する者が立替払いをし、帰着後、法人に請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出張する者は、旅費の概算額を所定の手続きにより事前に仮払いを受けることができる。この場合、帰着後速やかに精算をしなければならない。

(改正)

第13条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

別表1

名称	報酬
役員の理事会又は評議員会の出席	10,000円
役員の理事協協議会、 評議員の評議員会の出席	5,000円

別表2

名称	報酬
理事長報酬	月額 150,000円

別表3

名称	報酬
監事の運営状況を指導又は監査の業務	10,000円

※ 監事が同日に別表1及び別表3の業務を行う場合、別表1の報酬は支給しない。

(附則)

この規定は、平成28年4月1日より施行する。

ただし、法人の経営状況等を考慮し施行時期を延期する事が出来る。その場合、延期期間は、理事会の承認を得て決定する。

《参考》現行規程（平成27年11月現在）

別表Ⅰ 交通費

区 分		支給範囲等	支給額
鉄 道 運 賃	運賃	鉄道を利用したとき	実 費
	グリーン料金	グリーン車を利用したとき(申請により承認)	実 費
	特急料金	乗車距離 50km 以上で乗車したとき	実 費
	急行料金	乗車距離 50km 以上で乗車したとき	実 費
	寝台料金	理事長が必要と認めたとき	実 費
	指定席料金	新幹線区間および片道 100km 以上で指定席を利用したとき	実 費
船 舶 運 賃	運賃	船舶に乗車したとき	実 費
	グリーン料金	グリーン船舶を利用したとき(申請により承認)	実 費
	寝台料金	寝台船室を利用したとき	実 費
	指定席料金	指定席を利用したとき	実 費
航 空 運 賃	航空機	必要に応じて航空機に搭乗したとき	実 費
そ の 他	高速バス	高速バスを利用したとき	実 費
	タクシー	タクシーを利用したとき(申請により承認)	実 費
	有料道路通行料	有料道路を利用したとき	実 費
	自家用車 (燃料費)	勝浦市内は一律とする	500 円
		夷隅郡市内及び鴨川市内は一律とする	700 円
	上記 累積距離： $\frac{\text{km} \times 130 \text{ 円} / \ell}{10 \text{ km} / \ell}$ 以外	実 費	

別表Ⅱ 日 当

金 額	備 考
3,000 円	5時間未満 } 時間の算定は拘束時間とする
5,000 円	

別表Ⅲ 交通費

区 分	金 額
県 内	実費(7,000 円を上限)
県 外	実費(20,000 円を上限)